資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年二月二十二日

掲載頁　六十二頁（号外第三十七号）

平成二十八年三月十一日

長崎県平戸市紐差町八九一番地六

アリエス株式会社

代表取締役　尾上　智昭

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千八百万円減少し二百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年三月十一日

鹿児島県鹿児島市川田町一七七六番地

有限会社郡山温泉

代表取締役　假屋園千恵

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十四億円、資本準備金の額を二十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十八年三月十一日

東京都港区虎ノ門一丁目二三番二号

株式会社ウィーンの森

代表取締役　森　正文

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年三月二十八日を基準日と定め、同日午前零時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年三月二十八日以降に開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めたこと並びに平成二十八年三月二十八日午前零時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十八年三月十一日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号

サイトサービスジャパン株式会社

代表取締役　国松　薫

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年三月二十八日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年三月二十九日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年三月十一日

東京都豊島区西池袋二丁目二九番一六号

株式会社アイ・イーグループ

代表取締役　森　淳也

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年三月二十八日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年三月二十九日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年三月十一日

東京都豊島区東池袋一丁目三四番五号

株式会社ネットワークコンサルティング

代表取締役　増形　真希

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年三月二十八日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年三月二十九日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年三月十一日

東京都豊島区東池袋一丁目三四番五号

株式会社ハローコミュニケーションズ

代表取締役　和田　英明

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年三月二十九日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十八年三月十一日

東京都豊島区西池袋二丁目二九番一六号

株式会社アイ・イーグループ

代表取締役　森　淳也

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年三月二十九日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十八年三月十一日

東京都豊島区南池袋一丁目一三番二三号

株式会社ジェイ・コミュニケーション

代表取締役　橋本　直樹

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年三月二十九日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十八年三月十一日

東京都豊島区東池袋一丁目二五番一四号

株式会社フォーシスアンドカンパニー

代表取締役　太田清五郎

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年三月二十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年三月三十一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年三月十一日

神奈川県横浜市中区相生町六丁目一〇四番地横浜相生町ビル

横浜通商株式会社

代表取締役　鈴木　正和

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年三月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月十一日

東京都中央区京橋三丁目五番七号

株式会社主婦と生活社

代表取締役会長　遠藤　大介

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年三月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月十一日

横浜市金沢区鳥浜町四番地一八

株式会社神奈川保健事業社

代表取締役　西之宮　優

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

平成二十八年三月十一日

新潟県上越市下門前一九八三番地

中田建設株式会社

代表取締役　中田　秀樹

限定承認公告

本籍神奈川県鎌倉市津西二丁目七八五番地、最後の住所東京都杉並区和泉一丁目二〇番九号ハイム笹塚一〇五

被相続人　亡　加治　昭三

右被相続人は平成二十七年十一月二十七日死亡し、その相続人は平成二十八年二月二十九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十一日

横浜市中区山下町七〇―三　三井住友海上横浜ビル八〇二

佐藤・村松法律事務所

限定承認者加治宏之

代理人弁護士　村松　剛

限定承認公告

本籍静岡県浜松市南区新貝町一五一一番地一、最後の住所静岡県浜松市南区新貝町一五一一番地の一

被相続人　亡　三井　清高

右被相続人は平成二十七年十二月二十二日死亡し、その相続人は平成二十八年三月四日静岡家庭裁判所浜松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十一日

静岡県浜松市南区新貝町一五一一番地の一

相続財産管理人　三井　雅宏

限定承認公告

本籍京都府宇治市宇治山田一一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　松林　良周

右被相続人は平成二十七年十一月二十四日死亡し、その相続人は平成二十八年三月三日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十一日

京都市中京区河原町二条南西角一之船入町三六六　河原町二条ビル四階　こまつ法律事務所

相続財産管理人松林佑典

代理人弁護士　小松　琢